

消 防 震 第 7 6 号
平成16年11月9日

各都道府県防災主管部長殿

消防庁震災等応急室長

緊急消防援助隊調整本部の運用の徹底について（通知）

標記については、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月29日付け消防震第19号、以下「運用要綱」という。）及び「緊急消防援助隊の運用について」（平成16年8月18日付け消防震第55号）等に基づきご尽力いただいているところですが、その後も台風による豪雨災害や新潟県中越地震など大規模自然災害が続発し、各都道府県においては消防防災主管課及び消防本部との一層の連携の強化を図っておく必要があることから、下記事項に留意し、災害対策に万全を期されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村及び各消防本部にも、この趣旨を速やかに連絡し、相互にその徹底を図られるようご配慮願います。

記

1 受援都道府県に設置される緊急消防援助隊調整本部運営員の指定

- (1) 各都道府県及び代表消防機関においては、大規模災害が発生した場合に備え、あらかじめ運用要綱第10条に規定する緊急消防援助隊調整本部を構成する職員（以下、「緊急消防援助隊調整本部運営員」という。）を指定しておくこと。この場合において、都道府県にあっては、緊急消防援助隊の要請等の任に当たる幹部職員（以下、「都道府県運営員」という。）を、代表消防機関にあっては、緊急消防援助隊調整本部に派遣される幹部職員（以下、「代表消防機関運営員」という。）を指定すること。
- (2) 緊急消防援助隊調整本部運営員を指定（変更があった場合も含む。）した場合は、役職名及び氏名を都道府県及び代表消防機関相互に通知するとともに、都道府県を通じて消防庁に対しても連絡すること。

2 緊急消防援助隊調整本部運営員の任務

大規模災害が発生し、または発生の恐れのある場合、指定された緊急消防援助隊調整本部運営員は、次により活動すること。

- (1) 都道府県運営員及び代表消防機関運営員は、初動時における情報収集体制の強

化に努めるとともに相互に連絡を取り合い情報の共有化に努めること。

また、災害状況に応じて適宜消防庁への情報連絡を行うこと。

- (2) 都道府県運営員は、被害の甚大性が見込まれる場合には、直ちに代表消防機関運営員と、県内広域消防応援の対応、緊急消防援助隊の要請の要否等について協議すること。
- (3) 緊急消防援助隊の出動が決定された場合、都道府県運営員は緊急消防援助隊調整本部を設置し、関係災害対策本部との情報連絡に努めるとともに、緊急消防援助隊調整本部の設置の旨を関係市町村及び消防本部にも周知すること。
- (4) 緊急消防援助隊の出動が決定された場合、代表消防機関運営員は速やかに緊急消防援助隊調整本部に参集し、都道府県運営員とともに緊急消防援助隊調整本部の運営に当たること。
- (5) 都道府県運営員及び代表消防機関運営員は、緊急消防援助隊調整本部において、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長等と連携して、運用要綱第 10 条に規定する事務をつかさどることにより緊急消防援助隊及び県内広域消防応援隊の迅速かつ円滑な活動の推進に努めること。

3 緊急消防援助隊調整本部の受援計画への明記及び訓練の実施

運用要綱第 19 条に規定する受援計画に、緊急消防援助隊調整本部に関することとして本通知の内容を明記するとともに、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練、防災訓練等の機会を通じて緊急消防援助隊調整本部運営訓練を実施し、都道府県運営員及び代表消防機関運営員の連携強化に努めること。

4 その他

- (1) 各都道府県における緊急消防援助隊調整本部については、災害対策本部に近接した場所に独立した部屋及び必要な通信施設を確保する等により、災害時において同本部との密接な連携の下、迅速かつ効果的な運営が可能となるよう日頃から配意すること。
- (2) 1(2)については、11月16日(火)までに消防庁(震災等応急室広域応援係)にメールにて報告すること。

担当：震災等応急室広域応援係
佐野、花海、居島、坂上、井上
電話 03-5253-7527
mail: sakaue-k@fdma.go.jp